

分別論註釈「除癡論」(和訳)

福田 孝 雄

まえがき

「分別論」(Vibhaṅga) に対する仏音 (Buddhaghosa) の註釈「除癡論」(Sammoḥa-vinodanī) の和訳を試み、本紀要第二十七号にその第一回分として、「蘊分別註釈」(Khaṇḍhaviḅhaṅgavaṅṅaṇā) の「経分別註釈」(Suttantaḅhajaniyavaṅṅaṇā) 中から、「色蘊の義釈」(Rūpakkaḅhandhaniddesa) の部分を訳出し、掲載させて頂いた。今回は前回に引続き、「受蘊の義釈」(Vedanākkhaḅhandhaniddesa)「想蘊の義釈」(Saṅṅākkhaḅhandhaniddesa)「行蘊の義釈」(Sanikhaḅrakkaḅhandhaniddesa) 及び「識蘊の義釈」(Viñṅānakkhaḅhandhaniddesa) の和訳——試訳の域を出ないが——を掲載させて頂くことにした。これにより、蘊分別註釈の中、経分別註釈の和訳は一応終了したことになるが、紙数の制限から「論分別」(Abhidhammaḅhajaniya) 及び「問難」(Paṅḅapucchā) に

まで到ることは出来なかった。それらは後の機会に譲りたい。

前回でも触れた通り、本註釈書も、他の註釈書と同様、論本中の重要な文字章句を諸種の経論等の例を引用しつつ註釈しているが、特に本書では、清浄道論 (Visuddhi-magga) と言句の一致する場合が多く見られ、今回の訳出した部分においても、全体を通して同論と一致する個所が数頁に亘っている。

本書の翻訳に際しては、本学の先生方に多大の御教示を賜わったが、特に本論中、清浄道論と一致する部分については、南伝大蔵経に収録されている水野弘元先生の訳文を参照させて頂いた。

尚、底本は PTS (1923 年) 本を使用した。〈 〉は論本の語句であり、() は前後の関係から推測して、意味が通じるよう訳者が補ったものであり、また他の経論からの引用文、または内容的に一致するものは「」に収めた。

受蘊の義釈

受蘊の義釈等においては、以前に説かれたと同じものを捨てて、我々は新たに説明解釈をなすであろう。(有らゆる受は)とは、四地受を遍取する。(樂受)とは、過去等によりて説明された受を自性によりて示すために、最初に説かれたものである。そこで樂受は身があり、心所がある。同様に苦受は(身)があり、心所がある。不苦不樂(受)は、眼等を淨身に關して法門によりて身があり、心所がある。そこで身は欲界である。その如くに心所は苦受である。心所の樂(受)は三地である。不苦不樂(受)は四地である。

かの凡ての方法において、相続により、刹那等により過去等の状態は知らるべきである。そこで相続によりて(いえば)、一路・一速行・一等至の完成・一種類の對境(との)結合(による)転起が現在(相続)であり、それより以前は過去(相続)で、(それより)以後は未來(相続)である。刹那等によりて(いえば)刹那の三が完成し、過去、未來、現在に至って自己の責をなしつつある受は、現在であり、それより以前は過去、(それより)以後は未來である。そこで刹那等の状態によりて、過去等の状態に關連して、この義釈がなされたと知らるべきである。

麤と細の義釈において、(不善受は)とは種類により麤と細の状態を示すために、最初に説かれたのである。(苦受は麤である)とは、自性によりて(示すために)最初に(説かれたのである)。(不定中の受は)とは、人によりて(示すために)最初に(説かれたのである)。(漏)とは、世間出世間によりて麤と細の状態を示すために、最初に説かれたのである。そこで不善は、まず、苦惱と苦の異熟のために麤である。善は、苦惱なく、樂の異熟のために細である。無記は、無能力と無異熟のために細である。善不善は、有能力と有異熟のために麤である。無記は、説かれた方法により細である。苦は、不可意と苦のために麤である。樂は、可意と樂のために細である。不苦不樂は、善と妙勝のために細である。樂苦、は動揺と遍滿のために麤である。樂受もまた、動揺し、遍滿する。その如く苦受もまた(動揺し、遍滿する)。樂の生起しつつあることは、全身を震えさせつつ、動転させつつ、充たされつつ、酔わされつつ、喜ばせつつ、冷水の瓶より散水されつつある如く生起する。苦の生起しつつあることは、熱せられた鉄板の内に入りつつある如く、草炬の外で焼かれつつある如く生起する。不苦不樂は、説かれた方法により細である。

不定中の受は、種々の所縁において混乱せる状態により麤である。定中の受は、一種の相においてのみ行ずるから細で

ある。有漏は漏の生起の因により麁である。漏の所行なるものは、専ら麁である。無漏は、説かれた異門により細である。

そこに、善三法において熟知する者は一人もなく、受三法において（熟知する者は一人も）ない。彼は、『自分は善三法を護る』と（いいて）受三法を破る。『自分は受三法を護る』と（いいて）善三法を破る。或る者は『自分は三法を護る』と（いいて）地の内を破り、或る者は破らない。何故であらうか。

樂・苦受は麁である。不苦不樂受は細であると、受三法において説かれたのである。或る者はそれを否定し、凡ての不苦不樂（受）は細ではなく、それはであり、不善でもあり無記でもある。そこで善不善は麁であり、無記は細である。何故であらうか。善三法は、三蔵聖典に伝承されているからである。かくの如く善三法は護られているが、受三法は破られている。

善不善の受は麁であり、無語受は細であると善三法において説かれているところのものを或る者は否定し、凡ての無記（受）は細ではなく、それは樂であり、苦でもあり、不苦不樂でもある。そこで苦樂は麁である。不苦不樂は細である。何故であらうか。受三法は三蔵聖典に伝承されているからである、かくの如く受三法は護られており、善三法は破られ

ている。

善三法の伝承されたところで、受三法を見ず、受三法の伝承されたところで、善三法を見ず、善三法の相により善等の受三法の相によって樂等の麁・細を説きつつある者は破らずという。

善不善受なるものは、麁である。無記受は細であると、善三法において説かれ、そこで或る者は、善なる出世間の受もまた同じく麁であるという。異熟乃至二の（前）五識俱生もまた同じく、細であるという。彼はかくの如き善にして勝れたる出世間の受を麁となしつつ、二の（前）五識と相応せる無因の劣った愚癡なる受を細であるととなしつつ『三法を護るであろう』と（いうの）は地の内を破ることである。それぞれの地において、善をそれぞれの地の異熟と共に結合して説きつつある者は、破ることはない。そこでこの説がある。即ち、欲界善は麁である。欲界異熟は細である。色界・無色界・出世間の善は麁である。色界・無色界・出世間の異熟は細である。この方法によりて説きつつある者は、破ることはないという。

三蔵（三）小童長老は、かくいう。即ち、不善においては麁・細の性なるものは、引き上げらるべきではない。それは専ら麁なのである。出世間においては麁・細の性は引き上げらるべきではない。それは専ら細なのである。この説は繰返して三

藏小無畏長老に語られたのである。かくの如く(小竜)長老によって語られたのである、と。三藏小無畏長老はいう。即ち、等正覚者により阿毘達磨に達し、一、二の句の伝承されたところに説を与えるべく、相応せるところで説が与えられていないということはなく、説をなすべく、相応せるところで説がなされていないということはない。ここに『自分は一人の教師である』と伺察しつつ、不善において麤・細の性を引き上げつつある者は後悔する。等正覚者により、出世間における麤・細の性は引き上げられたと。かくの如くいいて、この経を誦すのである。即ち、大徳よ、そこでこの道は苦であり、遅通達である。大徳よ、この道は苦性と遅性の二によって劣ったものであると話されるのである、と。ここで、世間・出世間の混合せる四道が語られたのである。

〈あるいはまたそれぞれの〉とは、ここで最下の説が見らるべきではなく、それぞれによって語らるべきである。二種の不善は、貪俱(受)と瞋俱(受)とである。そこで瞋俱(受)は麤であり、貪俱(受)は細である。瞋俱(受)にも、決定なるものと不決定なるものとの二種が存する。そこで決定(して存するもの)は麤であり、不決定なるものは細である。決定(して存するもの)の中において)も劫住のものは麤であり、劫住ならざるものは細である。劫住者(の中において)も無行なるものは麤であり、有行なるものは細である。

(次に)貪俱(受)には、見相応のものと、見不相応のものとの二種がある。そこで見相応のものは麤であり、見不相応のものは細である。見相応(の中において)も決定なるものは麤であり、不決定なるものは細である。かの無行なるものは麤であり、有行なるものは細である。総じて不善(受)に到って、多く異熟を齎らすところのものは麤であり、少なく(異熟を齎らす)ところのものは細である。善に到って、少なく異熟(を齎らすもの)は麤であり、多く異熟(を齎らすもの)は細である。四種の善(受)において、欲界善(受)は麤であり、色界善(受)は細である。かの(色界善受)が麤であれば、無色界善(受)は細である。かの(無色界善受)が麤であれば、出世間善(受)は細である。これはまず地における、種によらざる方法である。

種によりて(いえば)欲界(善受)には、布施・戒・修所成の三種がある。そこで布施所成のものは麤である。戒所成のものは細である。かの(戒所成のもの)が麤であれば、修所成のものは細である。かの(修所成のもの)は、二因のものと、三因のものとの二種がある。そこで二因のものは麤であり、三因のものは細である。三因(受)には有行・無行の種による二種がある。そこで(三因受においても)有行なるものは麤であり、無行なるものは細である。色界(善受)においては、初禅善受は麤である。第二禅(善受)……

乃至……第五禪善受は細である。かの（第五禪善受の）ものが麤であれば、空無辺処善受のものは細である。（無色界の）空無辺処善受は麤であり……乃至……非想非々想処善受は細である。かの（非想非々想処善受の）ものが麤であれば、觀俱生は細である。かの（觀俱生の）ものが麤であれば、須陀洹道俱生のものは細である。かの（須陀洹道俱生の）ものは麤であり……乃至……阿羅漢道俱生のものは細である。

四種の異熟における欲界異熟受は麤である。かの（欲界異熟受の）ものは麤であり……乃至……出世間異熟受は細である。かくの如きはまず種によらざる（方法な）のである。種によれば、欲界異熟は無因であり、有因である。有因はまた二因であり、三因である。そこで無因のものは麤であり、有因のものは細である。かの二因のものは麤であり、三因のものは細である。そこでまた有行のものは麤であり、無行のものは細である。初禪異熟は麤である。第二禪……乃至……第四禪異熟は細である。か（の第四禪異熟）が麤であれば、空無辺処異熟は細である。か（の空無辺処異熟）が麤であれば……乃至……非想非々想処異熟は細である。か（の非想非々想処異熟）が麤であれば、須陀洹果受は細である。か（の須陀洹果受）が麤であれば、斯陀含……乃至……阿羅漢果受は細である。

三⁽⁹⁾唯作（受）における欲界唯作受は麤である。色界唯作受

は細である。か（の色界唯作受）は麤であり、無色界唯作受は細である。かくの如きがまず種によらざる（方法な）のである。種によれば、無因等により破壊せる欲界唯作の無因唯作の受は麤であり、有因唯作（受）は細である。またかの二因のものは麤であり、三因のものは細である。そこでまた有行なるものは麤であり、無行なるものは細である。初禪における唯作受は麤であり、第二禪における（唯作受）は細である。か（の第二禪における唯作受）は麤であり、第三禪における……乃至……第四禪における（唯作受）は細である。か（の第四禪における唯作受）は麤であり、空無辺処唯作受は細である。か（の空無辺処唯作受）は麤であり、識無辺処……乃至……非想非々想処唯作受は細である。麤なる（受）は、劣りたるものである。細なる（受）は、勝れたるものである。

遠⁽¹⁰⁾（近の）二法の義積において、不善受は異分の故に、離れたるが故に、善・無記より遠である。この方法によりて、凡ての句における遠性は知らるべきである。若し、不善等の受を有する者と苦等の受を有する者と、それぞれ三人の者が一つの臥床に坐しているとすれば、彼等の受は異分の故に、離れたるが故に遠である。入定の受等を有する者達における（遠性）もまた、この方法（によりて知らるべき）である。不善（受）は、同分の故に、似同の故に、不善（受）に近し

というこの方法によりて、凡ての句における近性は知らるべきである。若し、また不善等の受を有する三人の者のうち、一人は欲有に、一人は色有に、一人は無色有にあるとき、彼等のその受は同分であることにより、似同であることにより、近しという。善等の受を有する者においても(近性は)この方法(によりて知らるべき)である。

〈それぞれの〉とは、ここでは最下の方法を観ることはせず、それぞれによりて説かるべきである。説きつつある場合に、遠より近が引き上げらるべきではなく、近より遠を引き上げるべきである。二種の不善(受)は貪俱(受)と瞋俱(受)である。そこで貪俱(受)は貪俱(受)に近しとい、瞋俱(受)に遠しという。瞋俱(受)は瞋俱(受)に近しとい、貪俱(受)に遠しという。瞋俱(受)の中において(受)も決定(して存するもの)は、決定に近しという。かくの如く不決定(も同様)である。

劫住の三法の無行・有行の種を貪俱(受)等において、また見相応等の種の凡てを麓二法の義釈において、詳述せられたことにより、それに従いて、それぞれの部分の受は、それぞれの部分の受に近く、他のものは他のものに遠しと知らるべきである、と。

これが受蘊の義釈である。

想蘊の義釈

想蘊の義釈において〈有らゆる想は〉とは、四地想を遍取する。〈眼触所生の想〉とは、過去等によりて説明された想を、自性によりて説示するために最初に説かれたものである。そこで眼触所生によりて(いえば)、眼触において生ぜるを眼触所生という。残余においても、またこの方法(によりて知らるべき)である。ここで最初の五眼浄等は基である。意触所生は心基と心基にあらざるものである。凡ては四地想である。

麓の義釈において〈有対触所生〉とは、有対において眼浄等が基を作して、有対において色等に関して生ぜる触が、有対触所生であるという。それより、か(の有対)において生ぜるものが、有対触所生であるという。〈眼触所生の想……乃至……身触所生の想〉とは、またかの基よりの名称である。〈色想……乃至……触想〉とは、またかの所縁よりの名称である。これは基と所縁よりの名称である。有対は基に依りて、有対と所縁に関して生ぜるもの、これが有対触所生の想といわれた。

〈意触所生〉とは、また異門によりこの名称がある。眼識を意という。それと共に生ぜる触が意触であるという。かの意触において、それより意触が生ぜるが故に意触所生である。

その如く耳・鼻・舌・身識を意という。それと共に生ぜる触が意触であるという。かの意触において、それより意触が生ぜるが故に意触所生である。

〔増語触所生の想〕とは、また異門によりこの名称がある。

三無色蘊は自ら背後の車となりて、自ら俱生の想に増語触所生の想と名称をつけた。

非異門によれば、有対触所生の想は五門の想という。また増語触所生の想は意門の想という。

そこで、五門の想が観て知ることが可能であろうというのは麁である。染着して、恋慕しつつあるものを、染着して恋慕すると、怒りて、恋慕しつつあるものを、怒りて恋慕すると観て知るのである。そこでこれが理由である。即ち、二人の婦人が坐して糸を紡いでいる。二人（の比丘）が小村落を遊行しつつある時、一人が先に来て、一人の婦人を見た。他の婦人は、そ（の婦人）に尋ねて（いうに）『こ（の比丘）は何故にあなたを見たのですか』と。（これに対してかの婦人は）『この比丘はわたくしを異性心によって見たのではなく、若い姉妹の想によってのみ見たのです』と。（一方）二人の比丘が村落に行つて食堂に坐した時、他の比丘は、かの比丘に尋ねて（いうに）『かの婦人は、汝により見られたか』と。（これに対してかの比丘は）『友よ、（かの婦人はわれにより）見られた』と。（再び問うていうに）『如何なる義によ

り（見られた）か』と。（これに対してかの比丘は）『われの姉妹に類似のものとして、か（の婦人）を見た』といった。かくの如く五門の想は、観て知ることが可能であると知らるべきである。それは淨基である。何が速行転起せるかを説明する。

意門の想は、一臥床に、一小牀に坐して、他の思念しつつあること、思惟しつつあることを如何に思念し、如何に思惟するか、と問うて、彼の言葉によりて知らるべきであるが故に細である。残余の受蘊等も同様である。

これが想蘊の義積である。

行蘊の義積

行蘊の義積において（有らゆる行は）とは、四地行を遍取する。（眼触所生の思）とは、過去等によって説明された行を自性によって示すために、最初に説かれたものである。

〔眼触所生〕とは、最初に説かれた義である。（思）とは、最下の終辺で勝行によりて説かれた。最下の終辺乃至眼識と共に聖典に伝承され、四行が生起する。それらにおいて思は、精勤であり、努力によりて明らかとなる。それ故これが把握された。それに相応せる行は、かの把握により把握されている。ここに最初の五眼淨等の基がある。意触所生は心基であ

り、また心基ではない。凡ては四地思である。残余のものは受蘊と同様である。

これが行蘊の義釈である。

識蘊の義釈

識蘊の義釈において(有らゆる識は)⁽¹⁶⁾とは、四地識を遍取する。(眼識)⁽¹⁷⁾とは、過去等によって説明された識を、自性によって示すために最初に説かれたものである。そこで眼識等は五眼淨等の基である。意識は心基であり、また非心基である。凡てが四地識である。残余は受蘊と同様である。

これが識蘊の義釈である。

今、五蘊において、生起により、前後により、時限により、一生・種々滅により、種々生・一滅により、一生・一滅により、種々生・種々滅により、過去・未来・現在により、内・外により、麤・細により、劣・勝により、遠・近により、縁により、等起により、円成により、有為によりという十六の行相によって、種々なるものが知らるべきである。

そこに二種の生起がある。即ち、胎生者の生起と化生者の生起である、と。そこで胎生者の生起はかく知らるべきである。胎生の有情達の結生の刹那に、五蘊は後でなく前でなく一緒に出現する。その刹那に出現せる羯羅藍(凝滑)と名づけ

られた色相続は小さく、小さき蠅の僅かな努力によりて飲まべき量であるといひ、更に(それに対して別の説がある)即ち、それは極めて多く、繊細な針の胡麻油に投げ入れて、引き上げたるにより滴り落ちて、頂点に残った点滴の量であるといわれた。それを否定して、一本の毛髪の胡麻油より引き揚げて得られたとき、かの滴り落ちて頂点に残った量であるといわれた。

それを否定して、この地方の人々の毛髪が八種に裂かれたる時、それより一の部分の量が北俱盧洲の人々の毛髪である。その清き胡麻油から揚げられ時、頂点に残った点滴の量である、と。

それを否定して、それは多く、極細毛なるものは細であり、その一本の糸の清き胡麻油に入れて揚げられた時、頂点に残った点滴の量である、といわれた。か(の羯羅藍)は、澄み、明淨にして濁りなく、清淨にして、清き胡麻油の滴と等しき色である。

これが(偈として)説かれた。

「胡麻油の滴の如く、酥精の如く濁りなく、

かく羯羅藍は色が相似せりと説かれたり、と。」

かくの如く小色相続に三相続が初めにある。即ち、基十法、身十法、女性(22)の女根による、男性(23)の男根による性十法である。そこで基色、その所依たる四大種、それに依止せる色・

香・味・食素、命根とこれを基十法と名づける。身淨、その所依たる四大種、それに依止せる色・香・味・食素、命根とこれを身十法と名づける。女の女性、男の男性、その所依たる四大種、それに依止せる色・香・味・食素、命根とこれを性十法と名づける。

かくの如く胎生者達の結生において、高貴の限定により正に三十の業生色が色蘊である。結生心により、俱に生ぜる受は受蘊であり、(俱に生ぜる)想は想蘊であり、(俱に生ぜる)行は行蘊である。結生心は識蘊であると、かくの如く胎生者達の結生の刹那には、五蘊が完成している。

若し中性の結生であれば、性十法は消失する。二の十法により正二十の業生色が色蘊と名づけられる。受蘊等は説かれた方法(で明か)である、と。かくの如く胎生者達の結生の刹那において、五蘊は完成している。

この処において、三等起の系統が説かるべきであろう。それを説かずして、化生の生起なるものが示されたのである。化生者達の完全な処の結生の刹那に、下に説かれた三(法)、眼・耳・鼻・舌十法と七色相続が初めに明らかになる。そこで眼十法等は身十法と同様である。中性の性十法はない。

かくの如く、完全な処の化生有情の正七十と、正六十の業生色は色蘊と名づける。受蘊等は説かれた方法で(明らかであり)、かくの如く、化生有情達の結生の刹那において、五

蘊が完成している。これが化生有情の生起という。かくの如く、まず五蘊が生起せることより知らるべきである。

前後よりとは、かくの如き胎生有情達の後でなく、前でなく生起せる五蘊において、如何なる色が最初の色を等起せしめるか、或は無色を(等起せしめる)か。色は色をこそ等起せしめ、無色を(等起せしめ)ない。何故であろうか。結生心の色を生起しないがために。一切有情の結生心と、漏尽者の死心と、二の(前)五識と、四無色(界)異熟との十六心は、色を等起せしめない。そこで結生心はまず基の力弱きため、停住せざるため、縁の不全のため、外来性のため色を等起せしめない。そこで俱生の基は、生の刹那に力が弱いというので基の力弱きため等起せしめない。断涯に落ちつつある者が、他の人の依止となり得ない如く、その如く業が急速に捨てられたるため、断涯に落ちつつある者の如く静止しない。かく業が急速に捨てられ静止せざるために、色を等起せしめない。結生心は基と共に後でなく前でなく生起せるもので、かの基は前生となつて、縁となることは出来ない。若し(縁となること)可能であろうならば、色を等起せしめるであろう。

基が前生となり、縁となるならば、系統が結ばれるところで、心は身分より欠失せず、色を等起せしめる。苦し心が住の刹那に、また滅の刹那に色を等起せしめるであろうなら

ば、結生心は色を等起せしめるであろう。心はかの二の刹那に、色を等起せしめない。地より生じつつある茸と芽が塵土の碎末を持ちて生ずる如く、かく心は前生の基に依つて生起せる刹那に八色を取りて生ずる。結生の刹那に基は前生となり、縁となり得ないという助縁の不全性により、結生心は色を等起せしめない。

外来の人が以前に來たらざる地方に行き、他の人達に『友よ來たれ、汝達に村内で飲食物や香や華鬘を与えるであろう』と自らの非境のため、供物の少なきためいことが出来る如く、その如く結生心は外来のもので、自ら外来性により色を等起せしめない。

また正三十の業生色は、心等起色の住を取りて住立せるので、結生心は色を等起せしめない。

漏尽者の死心は、輪廻の根の消滅せるため色を等起せしめない。かの(漏尽者の)凡ての有における輪廻の根が寂滅しつつあり、再生の不可能なるため、再生の系譜なるものは存在しない。須陀洹の七有を除いて、第八(の有)における輪廻の根が寂滅しつつあり、それ故かの死心は七有において色を等起せしめ、斯陀含の二(有)において(色を等起せしめ)、阿那含の一(有)において(色を等起せしめ)、漏尽者の凡ての有において、輪廻の根の寂滅しつつあるため(色を)等起せしめないのである。

二の(前)五識において、禪支は存在せず、道支は存在せず、因は存在しないから心支は力弱く、心支の力弱きためかの色を等起せしめない。

四無色(界)異熟は、その有において、色の不存在のために色を等起せしめない。それは不完全であるから、他のかの有において、八欲界善、十不善、九唯心、四無色善、四無色唯作、三道心、四果心の四十二心が生起し、そこで色の不在のために、色を等起せしめない。

かくの如く、結生心は色を等起せしめない。時節は第一の色を等起せしめる。この時節とは如何なるものであろうか。結生の刹那に生起せる正三十の業生色の内部の火界である。

それは住に達して八色を等起せしめる。時節なるものはこれ徐緩の滅である。心は急速なる滅である。それが持続しつつある時に、正に十六心が生起して滅する。それらにおける結生に直ちに引続く第一有分心は、生起の刹那に八色を等起せしめる。声の生起の時になるならば、その時には時節心は声九法なるものを等起せしめるであろう。段食は住に達して八色を等起せしめる。段食は何処よりあるのであろうか。(段食は)母より(ある)。これが(偈として)また説かれる。即ち、

「彼の母が食うところの食物や飲物や食事によりて、²⁴かの母胎に在りし者は其処にて(生命を)維持すと。」

かくの如く、母胎に在りし子は母の食せる食物や飲物や食素により生存する。か(の食素)は住に達して八色を等起せしめる。かの食素は粗であり、基は細であれば、(それは)そこで如何に住立するのであるか。まず第一には住立せず、一または二の七日に達せる時住立する。それより前に住立せよ、後に(も住立せよ)、母より食せられた食物や飲物や食素が子の身体に住立する時、その時に八色を等起せしめる。

化生(有情)の自然に用意された噉食・軟食の存在する処に発生せる時、それらを取りて食するために、住に達して食素は色を等起せしめる。或る者が食物や飲物の無き空閑処に生ずると(そこには)大飢餓があり、自から舌に唾液を出して燕下する。そこでその住に達した食素は色を等起せしめる。

かくの如く二十五の部分における火界と段食の二色は、色を等起せしめる。無色(界)における心と業思の二法は、色を等起せしめる。そこで色は生の刹那と壞の刹那においては力弱く、住の刹那においては力強きために、住の刹那に色を等起せしめる。心は住の刹那と壞の刹那に力弱く、生の刹那にこそ力強きために、生の刹那にこそ色を等起せしめる。滅せる業思は縁である。十万俱胝劫の始まりの過去において遂行せる業は現在の縁である。現在遂行せる(業)は十万俱胝劫の終末の未来における縁である、とかくの如く前後より知

らるべきである。

時限より(いえば)、色は短時間住立するが、無色はどれ程(住立する)か。色は重き変化で徐緩なる滅であり、無色は軽き変化で急速なる滅である。色(25)が存続しつつある時、十六心が生じて滅する。それは第十七心と共に滅する。人が『果実を落そう』と(いって)棍棒により木の枝を打つであろうならば、果実と葉は一刹那に茎より落下するであろう。そこで果実は自から重きために、最初に地面に落下する。葉は軽きために後に(落下する)。かくの如く棍棒の打撃により葉と果実が一刹那に茎より落下せる時の如く、結生の刹那に色と無色の諸法の一刹那に出現する。果実の重きためにより初めに地面に落下することの如く、色が存続しつつある時に、十六心の生じて滅する。葉の軽きために後に地面に落下することの如く、色の第十七心と共に滅する。そこでたとい色が徐緩の滅であり、重き変化のものであり、また心は急速なる滅であり、軽き変化のものであっても、色は無色を、無色は色を離れて転起することは不可能である。二の一量(となりて)転起する。

そこでこれが譬喩である。即ち、一人は矮小な足の者であり、一人は長き足の者である。彼等が道を一縮に行きつつある時に、長き足の者は一歩で近づく間、その間に他方(の矮小な足の者)は一歩ずつ近づいて十六歩で行く。長き足の者

は、矮小な足の者の十六歩の時に、自からの足を引き摺り、引き上げて一步をなす。かく一人は(他の)一人を超え過ぎることは不可能である。二(人)の行くことは一量としてあって、かくの如く結果は、これが見らるべきである。矮小な足の人の如きは無色である。長き足の人の如きは色である。長き足の者の一步を歩む時に、他の(足の短き者の)十六歩を歩むことの如く、色の持続しつある時に、無色法において十六心の生起して滅する。二人の(うち)矮小の足の人の十六歩において、他の(長き足の者の)自からの足を引き摺り、引き上げて一步をなす如く、色の第十七心と俱に滅することである。二人の相互に離れず、一量によりて行くことの如く、無色の色を、色の無色を離れず一量によりて転起することである。かくの如く、時限によりて知らるべきである。

一生・種々滅によりてとは、この最後の業生において説明さるべきである。第一結生心、第二有分、第三有分……乃至第十六有分である。それらにおいて各自に生・住・滅による夫々三刹那がある。そこで銘々の心の夫々三刹那において、夫々正三十の業生色が生起する。それらにおいて結生心の生の刹那に生起せる業生色は、第十七の有分心の生の刹那にこそ滅する。住の刹那に生起せる(業生色)は、住の刹那にこそ(滅し)、滅の刹那に生起せる(業生色)は、滅の刹那にこそ滅する。かくの如く第二有分心を最初として、夫々

自から第十七心と結合させて方法が導かるべきである。かく、十六の三聚四十八があるのである。これが四十八業生色の系統というものである。かれは、この夜にまた昼に、噉食を食しつある者達に、また軟食を食しつある者達に、また眠れる者達に、また放逸なる者達に河の流れの如く一向に転起する。かくの如く、一生・種々滅は知らるべきである。

種々生・一滅は、最後の業生によって説明さるべきである。そこで寿行の終末において、十六心の順番にある時、前の十六、後の十六の二を一緒に結合すべきである。前の十六において最初心の生の刹那に等起せる正三十の業生色は後の十六において、最初心の生の刹那にこそ滅する。住の刹那において等起せるものは、かの住の刹那に、滅の刹那に等起せるものは、その滅の刹那にこそ滅する。前の十六において第二心の……乃至……第十六心の生の刹那に等起せる正三十の業生色は死心の生の刹那にこそ滅する。その住の刹那において等起せるものは死心の住の刹那に、滅の刹那に等起せるものは死心の滅の刹那に滅する。それ以後は、業生色の系統は転起しない。若し、転起するであろうならば、有情等の不尽、不滅、不老、不死なるものがあるであろう。

ここで、これが第十七の有分心の生の刹那に滅するという最初の方法により、一心の住の刹那において生ぜる色は、他の生の刹那において滅すると註釈書に到った為に説かれたと

ころのもの、それが「身行が滅するところの者の、その者の心行は滅するのであるか、と問われたものは、この聖典により妨げられる。何故であろうか。身行は身等起と出入息である。心等起色は心生の刹那において生じ、他の十六心の生ずる間、その間住立する。その十六（心）の総ての最後のものと共に滅する。かく心と共に生じるところのものは、それ以後第十七（心）と共に滅するが、如何なる心の生の刹那と住の刹那において滅せず、住の刹那と滅の刹那において生ずるか。これが心等起色の法性であると決定して、心行と共に一刹那に滅するが故に「問われた」といわれた。これが心等起の刹那の決定といわれ、またこれが業等の等起の刹那の決定であるところのものなるが故に、結生心と共に生ぜる業生色はそれ以後第十七（心）と共に滅する。結生心の住の刹那に生ぜる（業生色）は第十八（心）の生の刹那に滅する。結生心の滅の刹那に生ぜる（業生色）は、第十八（心）の住の刹那に滅すると、この方法によりここに解説がなされるべきである。

これより後に時節等起の系統が住立し、除去し、破壊して転起さるべきである。かくの如く種々生一滅なることが知らるべきである。

一生一滅によりとは、色が色と共に一生であり、一滅であり、無色は無色と共に一生であり、一滅である。かくの如く

一生一滅なることが知らるべきである。

種々生・種々滅なることは、四相続色により説明さるべきである。即ち、この足蹠²⁷より上、髪の頂端より下、皮膚に囲まれたる身体の、夫々のところに四相続色は堅肉の聚の存在として転起する。かくの如く、かの転じつつあるものの、一生等なるものは観察さるべきではない。白蟻の列、または蟻の列が一本の革紐の如く観察されつつあるが、然し一本の革紐ではない。また他の頭の近くに他の頭また腹の近くに他の頭また腹また両足が、また他の腹近くに他の頭また腹また両足が、他の足の近くに他の頭また腹また両足があり、その如く四相続色の他の生の刹那に他の生があり、また住が（あり）、また滅が（ある）。他の住の刹那に他の生があり、また住が（あり）、また滅が（ある）。他の滅の刹那に他の生があり、また住が（あり）、また滅が（ある）。かくの如くここに種々生種々滅なることが知らるべきである。

過去等遠二法の終末が、聖典に伝えられている。縁等起は「業生²⁸であり、業縁であり、業縁時節等起である」と初めの方法により、下に説かれている。

五とは蘊が完全なるものであり、不完全なるものではない。為作せるものであり、為作されざるものではない。また完全なるものである。諸自性法における涅槃は、一は非円成であり不完全のものである。滅尽定は如何なる名の施設であ

るか。滅尽定は世間・出世間であるとは、為作せるものであり、為作せるものとは円成せるものであり、円成せるものは転ぜらるべきものではない。完成せるものであるとは、到達しつつかあるものによりて到達せらるべきであるが故に。その如きが、名の施設である。それは世間等の種を得ず。完全であるとは、不完全ならざるものである。名の把持を取りつつかある者は取ると。かくの如く種々によりて蘊を知りて、再びそれらにおいて(かく説かれる)、

「諸蘊²⁹に關する種々の知(を得ん)が為に、順序よりまた差別より、不増減より及びまた譬喩より、

また二種の所見より、かくの如く見つつある者の義の成就より、

決定説が正しく分別者によりて識らるべし。」

そこで順序よりとは、ここに生起の順序、捨断の順序、行道の順序、地の順序、説示の順序という多種の順序がある。

そこで「最初³⁰に羯羅藍(凝滑)がある。羯羅藍より頰部曇(胞)となる」というが如きは、生起の順序である。「見³¹によりて捨断せらるべき法があり、修によりて捨断せらるべき法がある」というが如きは、捨断の順序である。「戒清淨³²……心清淨」というが如きは、行道の順序である。「欲界、色界」というが如きは、地の順序である。「四念処、四正勤」又は「施設、戒論」というが如きは、説示の順序である。それ等の中、こ

こでは先づ生起の順序は適しない。(何是なら)羯羅藍等の如く、諸蘊の前後確定により、生起することがない為に。捨断の順序も(適し)ない。(何是なら)善・無記の捨断せらるべきでないが為に。行道の順序も(適し)ない。(何是なら)不善の行道せらるべきでないが為に。地の順序も(適し)ない。(何是なら)受等の四地に摂せられるが為に。

ただ(今の場合は)説示の順序のみが適する。世尊は(五蘊を)区分することなく、五蘊において我執に墮したる化導せらるべき人々に(五蘊の)集團の簡別を示すことにより、(彼等を)我執より脱せしめんと欲し、(彼等を)利益せしめんと欲し、(それぞれ)の人々の理解しやすきために、眼等の対象たる鹿なる色蘊を最初に説示し給うた。それより好・不好の色を覺受する受を(説き給うた。それより)覺受するものを想念するが故に、かく受の対象の行相を把える想を(説き給うた。それより)想によりて行作する行を(説き給うた。それより)それら受(想行)等の依止にして且つ(それらの)主となる識を(説き給うた)。かくの如く先づ順序よりの決定説が識らるべきである。

差別よりとは、蘊と取蘊との差別からである。それらの差別とは誰か。先づ蘊は差別せずして説かれ、取蘊は有漏・当取の状態として差別して(説かれた)。所謂「諸比丘よ、我はこれら五蘊と五取蘊とを説くであらう。それを聴け。諸比

丘よ、五蘊とは云何。諸比丘よ、あらゆる過去・未来・現在……乃至……近なるところのもの、これをあらゆる行の……乃至……あらゆる識の……乃至……近なるところのもの、諸比丘よ、これを識蘊という。諸比丘よ、これらを五蘊という。(次に) 諸比丘よ、五取蘊とは云何。諸比丘よ、あらゆる色の……乃至……近にして有漏・当取なるところのもの、諸比丘よ、これを色取蘊という。あらゆる受の……乃至……あらゆる識の……乃至……近にして有漏・当取なるところのもの、これを識取蘊という。諸比丘よこれらを五取蘊という。この中受等には無漏なるものとまた有漏なるものがあるが、色はその如くではない。ただそ(の色)は聚の義によって蘊という状態に適するが故に、蘊において説かれた。また(色の)聚の義と有漏の義によって取蘊という状態に適するが故に、(その故に) 取蘊において説かれた。また受等は無漏なるものは蘊として説かれ、有漏なるものは取蘊として(説かれた)。取蘊とは、ここでは取の境たる蘊が取蘊であるという如き義であると知らるべきある。而してここではこれ等(蘊と取蘊の)一切を一括して、蘊といったのである。

不増減よりとは、何故に世尊は蘊を五と説かれて、(それよりも) 多くも少なくも(説かれ) なかったのか。それは一切有為を同分に従って(五に) 分類するが故に、また我・我所執の事も究極はこ(の五) となるが故に、また他(の戒蘊

等) もそ(の五蘊) に包含せられるが故に(五となったのである。即ち、多くの種類の有為法を同分に従って包摂する場合に、色は色の同分によりて一括せられて一蘊となる。受は受の同分によりて一括せられて一蘊となる。同様に想等も(各一蘊となる)。故に一切有為を同分に従って類別するが故に、五となるといわれた。次にこの我・我所執の事たる色等の五も究極はこ(の五) となる。即ち、かく説かれた。

「諸比丘よ、色ある時色を取り、色に住著するものに、『これは我所であり、これは我であり、これはわが我である』というが如き見が生起する」と。「受、想、行、識ある時識を取り、色に住著するものに、『これは我所であり、これは我であり、これはわが我である』というが如き見が生起する」と。故に我・我所執の事も究極はこ(の五) となるといわれたのである。

また他の戒等の五法蘊が説かれたが、それらはすべて行蘊に含まれたるものである。故に他もそ(の五蘊) に包含せられるが故に五となると言われたのであり、かくの如く不増減より決定説が識らるべきである。

譬喩よりとは、ここに色取蘊は病舎の如きものである。(色取蘊は) 病人の如き識取蘊の基(所依)・門(根)・所縁(境)として、住所の義あるが故に。受取蘊は病患を起すが故に病の如し。想取蘊は、欲想等によりて貪等と相応して

(憂苦等の) 受を生ぜしむるが故に、病の等起(因)の如きものである。行取蘊は受たる病の因縁なるが故に、不適当なる看病の如きものである。けだし「(諸行は) 受を覺受の性として行作す」と説かれたからである。また「不善業の作され、積まれたるがために、異熟(報)として苦俱の身識が生起せるのである」とも(説かれたからである)。識取蘊は受たる病を遍脱していないが為に病人の如きものである。

またこれら(五蘊)は牢獄・懲罰・罪科・懲罪者・囚人の如く、また食器・食物・調味料・給仕人・食する者の如く、この如く譬喩よりの決定説が識らるべきである。

二種の所見よりとは、簡畧と詳細とのこの二種の所見より、ここに決定説が識らるべきである。簡畧とは五取蘊を、毒蛇喩(經)中に説かれた道理によりて剣を振上げたる敵であると(見るべし)、重担經の道理によりて、重担であると(見るべし)、所食の教説によりて、食する者であると(見るべし)、焰摩迦經によりて、無常・苦・無我・有為・殺戮者なりと見らるべきである。

詳細とは、ここに色は(無常であり)、泡団の如くである⁽⁴⁰⁾と見らるべきである。受は水泡の如くである。想は陽炎の如くである。行は芭蕉の幹の如くである。識は幻の如くである。かく(偈に)説かれる。

色は泡団の如く、受は水泡の如し、

想は陽炎の如く、行は芭蕉の如し、
識は幻の如し、日種によりて(かく)

説示されたり、と。

そこで色等は泡団等によりて、かくの如く等同性が知らるべきである。泡団は無堅実なるが如く、色もまた常堅実・恒堅実・我堅実が無きことにより、無堅実である(と知らるべきである)。彼は『これにより鉢か小鉢かを作るであろう』と取ることは不可能であり、取られたるものは、その目的を遂行せず、破れるのみである如く、その如く色は常住であると、また常恒であると、また我であると、また我所であると取ることは不可能である。取られたるものは、その如く住立せず、無常苦無我不淨であり、その如く泡団と等同のものである。

泡団は種々の孔隙あり、種々の隙間が結合せられたるが故に、水蛇等の生物の住処である如く、その如く色はまた種々の孔隙あり、種々の隙間が結合せられている。家によればここに八十蛆虫の家がある。それは彼等の産室であり、また厠房であり、また病舎であり、また塚間である。彼等は他の処に行かず、出産をなすのであり、かくの如く泡団と等同のものである。

泡団は最初より棘の熟果の量となり、次第に山頂の量となる如く、その如く色は最初より羯羅藍となり、次第に一尋の

量となり、牛・水牛・象等により山頂の量となる。魚・亀等により幾百由旬の量（となり）、かくの如く泡団と等同のものである。

泡団は起立せるだけで破れ、少しばかり行きてまた（破れ）、大洋に到りては必ず破れる如く、その如く色は羯羅藍の状態で破れ、また阿部曇の状態で（破れる）。百年の寿命のその間破壊されざるものも、百年に到れば、必ず破れ、死の前では碎末にうち砕ける。その如く泡団と等同のものである。

水泡は不堅実である如く、その如く受もまた（不堅実である）。それは果無く、取り上げ得ず、それを取りて楯や座を作ることは不可能であり、得られたるものは破れる如く、その如く受は弱く取り上げ得ず、無常であるとまた常恒であるとするは不可能であり、得られたるものもまたその如く住立しない。その如く取り上げ得ないがために、受は水泡と等同である。

夫々の水滴に泡が生じ、また滅し、久住することなきが如く、その如く受は生じ、また滅し、久住することがない。一弾指の刹那に十万俱胝の数が生じては滅する。水泡泡は水面を、水滴を、水の汚物を引き寄せて空洞を作り、身内風を持つることという四の原因により生じるが如く、その如く受は基と所縁と煩惱網と触の摩擦という四の原因により生じる。

かくの如く受は水泡と等同である。

想は不堅実なるによりて陽炎と等同である。その如くに取り上げ得ざるによりて（想は陽炎と等同である）。それを取りて飲むことも沐欲することも、容器を充たすことも不可能である。また陽炎は振れ、生じた波の急動の如く見える如く、その如く青の想等の種類の想もまた青等の領納のために動揺し、振れる。陽炎は人々を騙し、充滿せる池の如く、充滿せる河の如く見えると言わしめる如く、その如く想もまた（人々を）騙し、これは青なるもの、清浄なるもの、樂なるもの、常住なるものと言わしめる。黄等においても、またこれが方法である。かくの如く騙すこともまた陽炎と等同である。

行もまた不堅実なることによりて、芭蕉の幹と等同である。その如く取り上げ得ざるによりて。芭蕉の幹より何かを得て、垂木等の為に与えることは不可能であり、与えられたものもまた、その如くにはあらざる如く、その如く行もまた常等により得ることは不可能であり、得られたものもまたその如くにはならず。芭蕉の幹は多くの皮の集合である如く、その行蘊もまた多くの法の集合である。芭蕉の幹は種々の特相がある。他は外側による鉢のふちの種類、他はそれより内側のものの如く、その如く行蘊もまた（種々の特相がある。即ち、他は触の特相、他は思等の（特相）であり、

(それらを) 集合して行蘊であるといわれると、かくの如く行蘊は芭蕉の幹と等同である。

識はまた不堅実なるによりて、幻と等同である。その如く取上げ得ざるによりて。幻は無常にして疾き現起である如く、その如く識(もまた無常にして疾き現起である)。それは、それよりより無常であり、より疾き現起である。かの心によりて人は来たる如く、行ける如く、住せる如く、坐せる如くである。来る時の心は異なり、行く時等における(心も)異なる。かくの如く識は幻と等同である。幻は多くの人々を騙す。これを金、銀、真珠であると取らしめる。識もまた多くの人々を騙し、その心によりて来つつある如く、行きつつある如く、住せる如く、坐せる如く作して取らしめる。来る時の心は異なり、行く等の時の(心)は異なる。かくの如く、識は幻と等同である。

「(五蘊)⁴⁵を各別して(詳言すれば)、内の色は清浄なる所縁であり、麁であるが、不浄であるで見らるべきである。受は三苦の性を免脱していないが故に苦である(と見らるべきである)。想・行は自由にすべからざるが故に、無我である(と見らるべきである)。識は生滅法なるが故に、無常であるで見らるべきである。かくの如く見つつある者に義の成就がある。かくの如く簡畧と詳細との二種より見つつある者に義の成就があり、それより決定説が識らるべきである。

即ち、簡畧に先づ五取蘊において、剣を振上げたる敵等の如しと見つつある者は、蘊によりて害せられない。また詳細に色等を泡団等の状態により見つつある者は、不堅実なるにおいて堅実であると見ることがない。更に各別して(詳言すれば)内の色を不浄より見つつある者は、段食を遍知し、不浄を浄であるとする顛倒を捨断し、欲流を越度し、欲軛を離れ、欲漏を無漏であるとし、貪欲身繫を破り、欲取を取らず。

受を苦より見つつある者は、触食を遍知し、苦を樂であるとする顛倒を捨断し、欲流を越度し、有軛を離れ、有漏を無漏とし、瞋恚身繫を破り、戒禁取を取らず。

想・行を無我であるで見つつある者は、意思食を遍知し、無我を我であるとする顛倒を捨断し、見流を越度し、見軛を離れ、見漏を無漏となし、真实住著身繫を破り、我語取を取らず。

識を無常であるで見つつある者は、識食を遍知し、無常を常であるとする顛倒を捨断し、無明流を越度し、無明軛を離れ、無明漏を無漏であるとし、戒禁取身繫を破り、見取を取らず。

かくの如く殺戮者等と見ることに、
大功德あるが故に、

賢者は(五)蘊を段戮者として応に見るべし、と。

経分別註釈

(未完)

- 註
- 1 Vibh. p. 3 <有^レ心^ノ受^セ> (yā kāci vedanā)
 - 2 同右 p. 3 <樂受> (sukhāvedanā)
 - 3 同右 p. 4 <不善受> (akusalāvedanā)
 - 4 同右 p. 4 <苦受は^レ麤^シ也^シ> (dukkhavedanā oḅarika)
 - 5 同右 p. 4 <不定中の受> (asamāpannassavedanā)
 - 6 同右 p. 4 <漏> (sāsava)
 - 7 三蔵小竜長老 (Tipitaka-Cūlanāga Thera) はスンマ (Sunnama) 比丘の弟子で、著名な註釈家。三蔵小無畏長老 (Tipitaka-Culābhaya Thera) と同時代の人で、仏音の註釈書に度々彼の見解が紹介されている。
 - 8 Vibh. p. 3 麤、細の説明については、VM pp. 475-476 を参照。
 - 9 唯作 (kiriya) 心については VM p. 456 を参照。唯作心とは作用のみなる無記心の心。
 - 10 遠近二法については VM p. 476 を参照。
 - 11 Vibh. p. 5 <有^レ心^ノ想^セ> (yā kāci saññā)
 - 12 同右 p. 5 <眼触所生の想> (cakkhusamphassajāsaññā)
 - 13 同右 p. 6 <有^レ対触所生> (patighasamphassajā)
 - 14 同右 p. 7 <増語触所生の想> (adhivacana-samphassajā saññā.)
 - 15 同右 p. 7 <有^レ心^ノ行> (ye keci saṅkhārā)
 - 16 同右 p. 9 <有^レ心^ノ識> (yā kiñci viññāṇam)
 - 17 Vibh. p. 10 <眼識> (cakkhuvihñāṇam)
 - 18 SA. (Si, 206)
 - 19 色相続 (rūpassa-santati) については VM p. 449. を参照。
 - 20 基十法 (vāthudāsaka) については VM p. 552 を参照。
 - 21 身十法 (kāyadasaka) については VM p. 552. を参照。
 - 22 女根 (itthindriya) については VM p. 447. を参照。
 - 23 男根 (purisindriya) については VM p. 447. を参照。
 - 24 S. A. yakka S. sutta 1. 206 麤、VM p. 560 206 用 206 について。
 - 25 色が一回持続する間に、有分心が十六回滅するといについては VM p. 614 を参照。
 - 26 Y. i, p. 247.
 - 27 VM pp. 240-241.
 - 28 DhSA p. 342.
 - 29 以下五蘊の種々な解釈については、VM pp. 476-479 を参照。本論と殆んど同文である。
 - 30 SA p. 206.
 - 31 Dhs. p. 1.
 - 32 M. i, p. 148.
 - 33 S. iii, p. 47.
 - 34 S. iii, p. 183.
 - 35 S. iii, p. 87.
 - 36 Dhs. § 556.
 - 37 S. iv, p. 174.

- 38 S. iii, p. 25; 87.
 39 S. iii, p. 114.
 40 VM, p. 479. 2受は暫時樂しむべきが故に水泡の如し(udaka-bubbulam viya vedanā, muhuttara-mañiyato) ㄲㄲ°。
 41 VM, p. 479. 2想は惑すものなるが故に陽炎の如し(marīcikā viya saññā, vippalambhanato) ㄲㄲ°。
 42 VM, p. 479. 2行は真髓なきが故に芭蕉の幹の如し(kadalikk-handho viya sankhārā, asārakatā) ㄲㄲ°。
 43 VM, p. 479. 2識を欺くものなるが故に幻の如し(māyā viya viññāṇaṃ, vañcakato) ㄲㄲ°。
 44 S. iii, p. 142
 45 以下最終まで VM pp. 479-480 と殆んど同文。

【付記】註の文中に引用した参照バリー原典は、左記の略符を用いた。

- M = Majjhima-nikāya (中部)
 S. = Saṅgīyutta-nikāya (相应部)
 Dhs = Dhamma-saṅgāṇi (法集論)
 Vibh = Vibhaṅga (分別論)
 Y = Yamaka (雙論)
 SA = Sāratha-pakāsini (相应註)
 DhsA = Attha-sālini (法集論註)
 VM = Visuddhi-magga (清淨道論)